



# 東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.105

発行：東濃西部広域行政事務組合

## 本当に契約中の通信会社からの連絡ですか？

現在契約している大手通信事業者（光回線事業者）から契約変更を勧められたと思って承諾したら、別の事業者だったという契約トラブルの相談が多く寄せられています。電話やインターネット通信に関する契約の場合、電話口での承諾だけでも契約が成立してしまいます。現在の通信契約を変更する必要があるか判断できなかつたり、サービスの内容が分からなかつたりする場合は、あいまいな返事をせず、疑問点を納得するまで確認するなど、慎重に検討しましょう。また、契約書面を受けとった日から8日以内であれば通信サービスを解約できる「初期契約解除制度」があります。少しでも不安や疑問を感じた場合は、消費生活窓口にご相談ください。



こんな相談ありました



インターネット通販サイトでキャンペーン価格にて健康食品を購入した。1回限りと思っていたが、また届いた。ネットでこのサイトの口コミを検索したら、解約できない悪質サイトであると書いてあった。とにかく辞めたい。

インターネット通販は、購入時画面に示されている規約に従うことになります。窓口で公式サイトを確認したところ、継続購入品であることが表示されており、また、利用規約には、解約の方法が記入されていた。ネットの口コミサイトの情報ではなく、公式サイトをご確認ください。

## 6月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	14件
訪問販売	9件
通信販売	41件
連鎖販売	0件
電話勧誘	5件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	1件
訪問購入	0件

\*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

### 消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日

多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日

瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日

土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業